

報告事項 4

損害賠償の額の決定及び和解について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

平成30年12月26日

財 務 施 設 課

損害賠償の額の決定及び和解について

1 事故の概要

平成30年7月29日（日）午前0時から2時の間（推定）、愛知県立時習館高等学校敷地内の樹木が台風による強風で倒れ、相手方マンション駐車場のフェンスを破損した。

2 相手方

バンベール^{がくえんどおり}学園通管理組合 理事長 ^{おおすみ}大住 ^{あつし}敦

3 相手方の損害

(1) 破損個所及び状況

マンション駐車場フェンスの損傷

(2) 損害額

1, 414, 800円

4 賠償の手続

賠償責任等審査会の審査結果を踏まえ、地方自治法の規定に基づき、知事の専決処分により損害賠償の額を決定し、相手方へ速やかに賠償金の支払手続きを行い、和解した。

また、同法の規定に基づき、平成30年12月定例県議会において報告した。

(参考) 賠償責任等審査会 審査結果

本件事故については、当方に賠償責任があり、損害賠償金として相手方に1, 414, 800円を支払うことを適当と認める。

5 和解の内容

県は相手方に賠償金1, 414, 800円を支払った。